

令和 8 年

9 月号

細川駐在所だより

発行所

兵庫県三木警察署
細川駐在所

【交通ニュース】

令和 8 年 9 月 1 日から、道路交通法が改正され、

生活道路における自動車の法定速度が 30 キロ
になりました。

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路のことを言います。

*従前どおり、道路標識による指定速度が表示されている場合は、その速度に従ってください。

また、

- 民家・商店が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い



といった道は、特に運転に気をつけてください。

【防犯ニュース】

特殊詐欺対策で、固定電話の外付け自動録音装置の無料配付を行っています。

申し込み受付は継続していますので、ご希望の方は、駐在所までお申し出ください。

申込書もあります。（申請期限は、令和 9 年 1 月 29 日）

もう9月です。来月からは地域のお祭りや稲刈りが始まりますね。

まだまだ暑い日が続きますので、無理せずにお過ごしください。

